

令和3年度第10回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年1月7日(金)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午前10時
出席農業委員	4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 13番 田子博康委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 6番 大縄敬次委員 12番 竹中誠一委員 14番 田中豊委員 16番 富田行博委員 18番 船越真委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石田主任、石岡主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 買受適格証明願に対する証明及び許可について イ 第2号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

- オ 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- カ 第6号 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について
- キ 第7号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- ク 第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午前10時

議長（田邊会長）

第10回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号13番の田子委員と議席番号17番の中本委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、生田委員、泉委員、井田委員、大縄委員、竹中委員、田中豊委員、富田委員、船越委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。買受適格証明願に対する証明及び許可について、下記証明願について、経営局長通知(平成24年3月30日23経営第3475号)を準用し、買受適格を有する旨を証明するとともに、証明書の交付を受けた者が買受人となった場合には、農地法第3条第1項の規定による許可を行いたいので議決を求めます。そうしますと、4ページ番号1について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（妹尾係長）

番号1の買受適格証明願に対する証明及び許可について説明します。鳥取地方裁判所米子支部公示の競売物件です。申請地は大篠津町の畑で面積991平方メートルです。申請者は、近隣の農地を競売で買い受けようと申請したものです。取得後の経営面積は346アールです。以上、提出された書類及び3条申請が提出された場合の許可要件に疑義はありませんでした。なお、落札された場合は、3条申請が後ほど提出されますので、その許可も併せてご審議をお願いします。

議長（田邊会長）

続きまして、地元委員さん何か報告がございますか。

角農業委員

12月20日に角農業委員、本池推進委員と現地確認を行いました。現地は放棄地状態です。申請者は境港市の認定農業者ですが、農業は大篠津です。競売はまだですが手を上げられたという事です。許可に対しては問題無いと思います。

議長（田邊会長）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

公本農業委員

経営局長通知(平成24年3月30日23経営第3475号)を準用し、とあるのですが、案件を見ると競売と分かるのですが、何か他に規定があったら教えてもらえればと思います。

事務局（宅和事務局長）

これに関する規定は後日お配りします。

議長（田邊会長）

よろしいでしょうか。

そうしますと、後日配布願います。

その他に何か質問ございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、買受適格証明を行うとともに、証明書の交付を受けた者が買受人となった場合には、農地法第3条第1項の規定による許可をすることと決定いたします。

続きまして、5ページをお願いします。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、6ページ番号54の泉から番号56の車尾南1丁目について、一括して審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。番号54の泉について説明します。申請地は大山観光道路沿いの農地で、田2筆、1,952平方メートルです。親族間での贈与で、取得後の経営面積は124アールです。

番号55の両三柳について説明します。申請地は、市営加茂住宅近くにある、畑2筆、640平方メートルです。この度合意され、売買により農地を取得するもので、取得後の経営面積は43アールです。番号56の車尾南1丁目について説明します。申請地は、〇〇〇〇近くに位置します、田3筆、6,608平方メートルの農地です。相続された農地をこの度売買で取得するものです。取得後の経営面積は136アールです。

3条許可案件は以上です。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

番号54の泉について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

番号54について補足します。現地は1月6日に中本農業委員が確認しています。水田できちんと管理をされておりますので、問題無いと思います。

議長（田邊会長）

番号56の車尾南1丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

廣東推進委員

56番について説明します。船越農業委員と廣東推進委員で2回、12月10日、12月29日に見に行きました。前の方が亡くなられ奥さんの所有となり、とても出来ないで売買したいと相談がありました。最初水田だったのが畑作に変えられたので、前回取り下げられています。今回は畑という事です。水の関係があり、地元の水利組合と調整で、水の管理もしてもらわないといけないとの事で、引き続き管理される事を確認していますので、基本的には問題無いと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

関本農業委員

56番の車尾南ですが、これは農地として購入ですよね。申請者は会社経営者になっていますが、この方が会社を運営しながら農業をして、ここを農地として利用するという事ですか。

事務局（妹尾係長）

そのように申請を頂戴しています。

関本農業委員

忙しい会社の社長が社長をしながら農業する、これは従業員なのですか、この雇用関係はどうなっているのですか。

事務局（妹尾係長）

雇用関係については確認していませんが、お一人専属でこちらの管理、営農に携われると聞いています。

関本農業委員

前回12月には、コンバインとか田植え機があったのですが、今回は無くなって管理機となっています。何を作られるか、それと管理機というのは歩行用なのか乗用なのか。これ6反あるのですが、農地を6反営農しようとする、我々農業者からすると、相当の努力がいるのですが、何を作って営農されるのか、その管理機というのはどういうものなのか説明してください。

事務局（宅和事務局長）

トラクターもあるということで。

関本農業委員

管理機。トラクターは耕うんするだけでしょ。ものを作るには、トラクターは耕うんするけど管理するには管理機というのが追加されているんですよ、今回。その管理機というのが何のために使う管理機なのかということを知りたいと言っている訳です。トラクターというのはあくまで耕うんするだけですが。歩行用の管理機で6反をどのようにやるか私知りたいです。何を作るのですか。

事務局（妹尾係長）

初年度につきましては、牧草とイモやカボチャの野菜。3年間はそのような計画です。

関本農業委員

まあ、じゃあその辺で。それと、1月の総会で3条で〇〇の212平方メートルを購入されています。〇〇のこの地域というのは、道路際じゃなくて道路の奥の方に入っています。その時には通年耕作という事を書かれていた訳です。7月に私達が確認に行ったら遊休農地でした。この間12月に行った時には耕うんしてありましたが、営農しているような感じではありません。それとこの方は、7月には〇〇〇と〇〇に田んぼ3枚持っているのです。面積的に2反くらいですか。農業委員会の台帳には自分の自作地になっているのですが、田植え稲刈り確かに終わっていました。でも私の知る限りでは、この土地は人に貸しているような状態です。農地台帳には確かに載っているのですが、私の知る限りは、人に貸している状態です。通年営農になってないと思うんです。いかがですか、その辺は。

事務局（宅和事務局長）

通年耕作していないという事を確認されているという事ですね。

関本農業委員

〇〇はね。〇〇は事務局も確認されたでしょ、7月は。

事務局（妹尾係長）

〇〇についてはイモを作られるという事です。

関本農業委員

だから7月の時点ではという事ね。通年耕作というようになっているのに、7月の時点で、1月に購入して7月まで何もされていない状態であったと言っている訳ですよ。何を作ってその後どうされたか、この前行ったら確かに耕うんはされていました。ものを作っていたかというのは、中まで入って見ていませんから。

事務局（妹尾係長）

〇〇については、サツマイモを作られるという事で、耕作の準備をしていると伺っています。

関本農業委員

通年じゃないと言っている訳です。作ってないどうのこうのでなくて、通年されてなかったという事を言っている訳です。それと〇〇〇、〇〇はどうですか。農地台帳には確かに自作地と載っていますが、私の知る限り、他所の方が耕うんして稲刈りして出荷されていたように思うのですよね。私の知る限りでは人に貸しているという状態じゃないかというふうに疑問視で言いたいと思います。

池口推進委員

田だったら田植え機くらい持っていても当たり前だと思うんです、面積が多いので。どんなもんですか。

事務局（妹尾係長）

今回の申請は、田をしないという事で、畑をするための物は揃っているという申請です。前回12月に取り下げられた時の申請は、田については耕作が出来るという事で、使用する機械、田植え機やコンバインについても、ちゃんと利用できる準備はあるという申請です。今回田植え機等が載っていないのは、今回の耕作目的のための事は最低限揃っているという申請でしたので、全く田植え機やコンバインが準備出来ないという事ではないと思っています。

関本農業委員

話は変わるのですが、この方は10月に中間管理事業を解除されて、自分の土地を戻しています。この事について、9月に畑化の工事が申請されているそうです。これの経過と、その土地が何か9月頃にたくさんの土砂が積み込まれて、地元とトラブルになったと聞き及んでいます。その畑化される時の申請書が工事なのに、なぜ総会の議案に提出されていないのか。それとその工事内容について地元とどのように打合せされて、トラブルがどのようにあったか。それを系統立てて説明してくれますか。中間管理事業も大体長期の10年位の契約だったと聞き及んでいるのですが、それを5、6年で解約されて、それ以前の9月にその土地の地権者には了解を取っているらしいですが、畑地化の申請が出ている訳ですね。何かいろいろ辻褄を合わせているんじゃないかという気がするのですが。まず、その畑地化の工事申請についてと、現地でどのような経緯があったのか、ちょっと説明をお願いしたいのですが。

事務局(宅和事務局長)

畑地化には、転用許可は不要です。ただ、残土置き場、資材置き場のようにした場合は違反転用となります。田を畑地化するという事自体は許可案件ではありません。届出で受けており、地元委員に報告し、現地を最終的に確認してもらっています。

関本農業委員

私が問題にしているのは、工事申請されて地元とトラブルになったという事は、何でそうなったかという事です。今度工事がある時とか細目変更などは農業委員に皆分かるように報告なりでされるべきじゃないかと思うんですが、会長さん、いかがですか。

議長（田邊会長）

転用して、その後どうなったかは、地元委員も含めて確認は必要だと思います。その内容に違反があったら、注意なり他の手当てをとっています。今回この件に関しましても、今、田を畑に変えて、それに作業者を付けてやると出ています。農業委員会として、それが良いか悪いか、条件的には満たしていると私は内容的に思っています。今の許可案件としてはそういう条件が出ています。それに対して農業委員会がどう判断するかになりますから、それを審議してもらえればと思いますがどうでしょう。

関本農業委員

確認ですが、この畑地化の工事というのは届出ですか許可ですか、その辺を。

事務局（日浦事務局長補佐）

田を畑にするケースですが、農地転換届を出していただき進めています。この度は他現場から出た土を活用するという事であらかじめ相

談があったので、地元の委員3名と工事を実施者に聞き取りしました。突然土が入りましたので地元からどういう事だという事もありましたが、一時期は少し山積みになるかもしれませんが、計画の期間中にフラットにして将来は野菜を植えるという農地転換届がありました。途中経過も地元の委員と事務局で見回りを行っていますが、畑地化をしている最中という事で進めています。

田中推進委員

宇田川地区の3か所で、別現場の土を入れて畑地化するというのが出たのでその経過について話します。この件は事務局と現場をしっかりと確認しています。ほ場は南北両サイドがすぐ山で、山に囲まれた谷あいという事で、ほ場が非常に水はけが悪く、秋の収穫にも困る湿田でした。地権者の意向として、水田よりも畑地という思いも分らないでもないを受け止めました。確かに残土処理という面もあり、事務局も私も今後畑地化ではなくて残土を置く土地にされても困るという懸念もあり、幾度となく足を運んでチェックしました。まず盛土の土ですけども、石とかガラであれば畑地化には不向きですので、土はどうなのか、申請の盛土の高さを超えていないのか、写真を撮りながら継続チェックしています。ここだけでなく、この方が所有するほ場が同じような畑地化がなされている状態で、継続してチェックしています。懸念はありますが、法に逸脱し違反転用というまでは至りません。

議長（田邊会長）

今工事継続中ですので、これが終わって本当に畑にして耕作されているのかどうか見守っていくべきだと思っています。ただ、今回の件に関して法的に駄目という形はとりにくいと思っています。皆さんの意見を聞きながら最終判断をと思っています。

関本農業委員

私は道義的な問題を言っているんですけどね。この方は農業者としてここにアガってきている訳でしょ。今回も農業者で土地を買おうとしている。この方の会社が工事をして、出た土砂の持って行き場が無いから自分の田に持って来ていると。そういう事実を私は、法律どう

こうでなくて、農業者でやろうとするにはちょっと何かおかしいと言っているんです。

議長（田邊会長）

ただ、これは泥を持って行って畑にして耕作すると条件で出ておりますから。

関本農業委員

その泥っていうのが〇〇〇の、私もこの前見に行って写真も撮って来ましたが土木事業ですわ。普通我々農家が考える畑地ではなくて、土木事業者がやるようなあれですな。もう一つ私が懸念しているのが、この他現場の案件は農業委員会でかつて審議しましたですね、転用を。その時の工事の内容の中で、残土をどのようにするかという内容について事務局ちょっと説明してくれますか。どのように残土を処理するかということが計画の工事計画の中にどういふようになっていたとか。もし分らなかったら農林課なり県の方に聞かれて、工事から出た残土は必ず何らか処理をするというような計画があるはずなんですよ。その時私たちはかつてスクリーンで見ただけで書類はもらってなかったですよ、あの当時は。だから残土の処理はどうなっているか、計画の時は。事務局説明してください。

事務局（宅和事務局長）

転用申請に残土処分の記載はありません。どういう計画かは、開発許可を確認してみたいと思います。

議長（田邊会長）

わかる範囲で調べてください。今回この申請が出ていますけども、農業委員会としてどうするのかを審議して欲しいと思っています。

関本農業委員

だから、私が言っているのは、載っている申請の過去に遡ってこういう状態である事を今説明させていただいたんです。

議長（田邊会長）

それは後日報告します。

今回この申請に対してどう思われますか。

関本農業委員

反対です。

議長（田邊会長）

反対というのは、許可しないという事ですか。

関本農業委員

農地を持つ事に懸念がある。

議長（田邊会長）

他の人、何か意見がありませんか。

森中推進委員

56番ですが、申請者の所有農地が荒廃地かどうか。農地として管理されていればいいです。また、この方が賃金で他の人に耕作してもらっているならいいです。ただ、そういう事が無くヤミ小作であれば、利用権設定など法に基づいた手続きで他人に貸すなら貸すとならなくてはいけない。その辺について説明をお願いします。

事務局（宅和事務局長）

先ず、すべての農地は荒廃地ではありません。それと作業員に賃金を払ってしてもらうのは、通常の農業経営でもあることですから、大丈夫です。ヤミ小作であれば法的な手続きをしてもらう必要があり、確認ができれば指導します。

森中推進委員

確認をしてきちんとした手当をして欲しい。事務的にも法的にもきちんとやっていただきたいと思います。

事務局（宅和事務局長）

そのようにしたいと思います。

議長（田邊会長）

そういたしますと、今回の件はどういたしましょう。他に意見はございませんか。一人反対というのが出ておりますけども。

公本農業委員

先程田中推進委員が言われたように、法的な問題が無いという事ですから、これは反対してもね。私がこの立場であれば、これから3年位先に3人くらい人を入れるからそれまで待ってと。それが3年、7年だったらどうかと。そういう事が言葉の対応でいろいろ出来ると思うのです。今回の売買は農業委員会として否定したら、法的にどこが違反なのかと必ず問われます。とても太刀打ち出来無いと思いますし、今回いくら反対しても、裁判沙汰になるくらい長引くと思いますけど、どんなものでしょうか。

議長（田邊会長）

条件的に見て、反対する理由は特に無いと感じています。

声はいろいろ出てますけども、賛否をとってもよろしいでしょうか。

関本農業委員

ちょっと待ってください。もう一つさっき言ったでしょ、〇〇と〇〇〇の件ですよ。これをはっきりしてもらわなきゃいけないですね。さっき言われた所有している土地がちゃんと管理されているならいいと言われたですね。この〇〇と〇〇〇がどうなっているか、それと〇〇をどうするかをはっきりさせてもらいたいですな。過去の流れがあって次がある訳ですから。〇〇というのは、この方の所有地となっている土地が私の知る限りでは、他人に貸しているんじゃないかと言っている訳ですよ。さきほど推進委員さんが、この方の保有地がちゃんと管理されて、それが正当にちゃんと運営されているならいいでしょうと言われたんですけど、私の疑義申立しているのは。

議長（田邊会長）

分りました。事務局説明願います。

事務局（妹尾係長）

〇〇、〇〇〇に関しては、公簿上何ら貸し借りは付いていません。そして現況として営農されてきちんと刈り取りをされたという事は確認しています。

関本農業委員

私が言うのは、農地台帳ね。

事務局（妹尾係長）

その事については、先程会長が言われたコンプライアンス、貸しておられるのだったらきちんと契約関係についてもきちんとされるようこれから指導しなくてはならないとお話になったかと思います。

関本農業委員

実際になっている場合は、本人さんが誰かに貸したとか借りた人が借りたという事がちゃんと書類にあるんじゃないのと言っている訳だから、それを確認するなら確認する、分らないなら分らない。さっき局長が言われたように、もう一度きちんと調べて指導するというならそれでいいですよ。ああだこうだと言ったって結論出ないから、〇〇と〇〇〇の件を後で確認して、なってなければちゃんと指導しますと言われれば納得する。しないとは言っていないんだから。

議長（田邊会長）

なってなかったら指導するというのは、やらなくちゃいけない事です。

関本農業委員

確認するかどうか。

議長（田邊会長）

確認はしてもらいます。

事務局（宅和事務局長）

確認して間違っていれば正すよう指導します。

議長（田邊会長）

よろしいですか。

関本農業委員

はい、確認するって言っているのなら。

議長（田邊会長）

そういたしますと、今回この件についての採決をしたいと思います。

順番にいきますけども、まず、番号54の泉について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続いて、番号55の両三柳について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、番号56の車尾南1丁目について、賛成の方の挙手を求めます。

賛成が6人、反対が4人という事です。賛成多数ということで、許可と決定します。

続きまして、7ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の（3）のエの（イ）の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。8ページ番号3の彦名町の案件につきましては、13ページ議案第5号番号92の彦名町と関連しますので、併せて審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

事業計画変更申請について説明します。本申請地は、平成25年に当初計画者が住宅を建てるということで転用許可を得て、所有権移転されました。その後、建築が困難となり、この度の方より、本申請地へ一般住宅を建築すると申請がありました。ご審議をお願いします。

議長（田邊会長）

そういたしますと、担当委員さんからお願いします。

公本農業委員

92番について説明します。場所は、公園北墓地から境港の方に約800メートル行った所です。周辺は一戸建ての団地になっています。1月5日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認をしました。造成計画は、現状のまま利用するということです。道路板より20センチ位高い土地です。擁壁は、隣地の既設コンクリートブロックを利用します。雨水は、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、8ページ、議案第3号番号3の彦名町について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、13ページ議案第5号番号92の彦名町について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ議案第4号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。10ページ、番号6の二本木の案件につきましては、13ページ議案第5号番号93の二本木と関連しますので、併せて審議いたします。

4条の6番及び5条の93番については一括して説明します。目的は4条6番は自宅敷地の拡張、5条93番は進入路及び一般住宅です。12月31日に田邊農業委員、能登路推進委員と現地確認を行いました。造成計画は盛土を20センチから45センチ行い、雨水の流下のため南西に勾配を1パーセント程度取り、表層を厚さ5センチ程度の砕石仕上げにします。擁壁について、4条6番については周囲に隣接

農地もないため設けません。5条93番はコンクリートブロック高さ12センチを2段から4段積みの措置をして土砂等の流出防止措置を取ります。雨水は、4条6番は地下浸透ですが、勾配により新設の雨水枡へ流れる計画で問題ありません。5条93番は住宅敷地内の枡から新設雨水枡へ接続する計画と、また、道路部分も勾配により新設雨水枡へ流れる計画で問題ありません。ともに流末は既存の排水路へつながります。汚水は農業集落排水へ接続します。4条、5条ともに隣接耕作者の同意、実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は住宅用、公共施設等が連たんしている区域内に近接している区域の農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、10ページ、議案第4号番号6の二本木について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、13ページ、議案第5号番号93の二本木について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページをお願いします。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、12ページ番号88の大崎から番号89について、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

88番と89番について説明します。転用目的は既存施設の拡張で駐車場です。88番は売買、89番は賃貸借です。また、89番は筆の一部の転用で残地は平成17年転用許可済みです。1月4日に矢倉農業委員、松本推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、88番は最高20センチの盛土造成、89番は最高50センチの盛土造成を行います。雨水は地下浸透及び自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号90の富益町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

足立推進委員

90番について説明します。申請地は弓ヶ浜小学校から約170メートル北側です。転用目的は一般住宅です。12月29日に田中農業委員、足立推進委員で現地確認を行いました。造成は転圧、整地のみです。雨水は自然流下後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、13ページ番号91の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

西村推進委員

91番について説明します。夜見公民館から約200メートル位の所です。転用目的は太陽光発電施設です。12月13日に竹中農業委員、西村推進委員で現地確認を行いました。現状のまま利用し、整地のみ行います。また境界から1メートルの緩衝地を設け、セットバックした地点にフェンス高さ1.3メートルを設置します。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について特に問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、14ページをお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。それでは、15ページ番号1の淀江町小波について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田係長）

申出者は、鳥取県西部広域行政組合から委託されて一般廃棄物最終処分場を運営しています。現在、この処分場の埋め立て地からの浸出水は、施設内の水処理装置により濃縮水及び処理水に分け、処理水は河川に放流、濃縮水は処分場の埋め立て地に戻され循環するシステム

になっています。この処分場は、設置から28年経過し、今後、埋め立て可能な期間が10年となり、処分場廃止に向け、浸出水が浄化処理不要で排水可能となる土地の安定化を進める時期という事です。そのため、濃縮水すべてを処分場の埋め立て地に戻すのではなく、濃縮水の一部を乾燥固化し固形物を外部で処理する濃縮水処理設備が必要になったという事です。申請地は、一般廃棄物最終処分場内の水処理施設に隣接するため、最短距離で濃縮水をパイプラインにより移送でき、地権者の承諾や地元住民の協力も得られ、接道も適当と判断し、農振農用地区域の変更申出があったものです。

市の考え方ですが、一般廃棄物最終処分場の埋め立て可能な期間が10年となり、処分場廃止に向け、浄化処理不要で排水可能になることを進めるため、処理設備が必要という事です。現在の水処理施設の南側は一般廃棄物最終処分場であり、また、東側及び西側の近接地については、地権者による事業展開中で、打診したけれど難しいという事で、申請地を含む北側の農用地以外には近隣に設置できる場所はないというのが位置選定理由です。パイプラインで離れた所に処理水を送るとなると、パイプラインの腐食、又は遠くに自動車で運搬する場合の事故、騒音、排気ガスによる環境の悪化が懸念されます。今回の農振除外ですが、当該申出地は農地区分としては第2種農地です。土地改良区の受益地には入っていません。また、幹線道路へのアクセスも良い事と一般廃棄物最終処分場の隣地である事、地権者との協議も整っているという事です。排水は、既存施設の水処理装置に返送されるため、新たな汚水の発生はありません。農業に係る支障は軽微である事、これらを勘案した結果、地域の交通などの配慮も図る事もできることから、適正な土地選定理由と考えられました。以上から、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている集团的農用地の分断がない事、土地利用の混在、担い手への利用集積等への支障は軽微のため、農振農用地区域の変更もやむを得ないと判断したものです。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があれば願います。

池口推進委員

聞いてみますけど、農振農用地に入っている、市とか県が認めたら農振農用地は外してもらえるのですね。

事務局（高田係長）

県の同意を得て市が外すという事です。農振除外の要件をクリアしていると判断されたという事が出ています。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中推進委員

現在の処理施設が老朽化で利用出来ないから造るのか、現在使用しているけども、更に濃縮したいので新しい施設を造るのか、その辺は。

事務局（高田係長）

今ある処理施設で綺麗になる水は河川に、汚れているものは中に戻すシステムになっています。先々閉めるにあたり、そういった処理施設が無くても大丈夫なよう新しい施設を造って、固めて汚れを取っていくものです。

森中推進委員

今の施設を利用しながらでなく、まったく今の施設を廃止して新しい施設を造ってということか。

事務局（高田係長）

今の処理施設に繋がります。濃縮水を乾燥させて固形物にする施設です。

森中推進委員

地元の合意がされて今回の申請になったのか、その辺を最後に聞きたい。

事務局（高田係長）

隣接の同意や地元の協議が整っているので、こういった除外の申請がされています。

議長（田邊会長）

よろしいですか。

他に何かございませんか。

関本農業委員

所有者はどなたですか。

事務局（高田係長）

〇〇〇〇が持っておられる土地です。

議長（田邊会長）

よろしいですか。

他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨の回答をすることといたします。

続いて、18ページ議案第7号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは利用権設定各筆明細について、21ページ番号1-1から25ページ番号1-21を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しています。

21頁番号1-1は再設定です。番号1-2から番号1-3は新規設定です。番号1-4から番号1-5は再設定です。22頁番号1-6から番号1-10は新規設定です。23頁番号1-11は再設定です。番号1-12は新規設定です。番号1-13から番号24頁1-16は再設定です。番号1-17から25頁番号1-21は新規設定です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、29ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号1-1から33ページ番号1-23までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。29ページ番号1-1から33ページ番号1-23まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由を記載しています。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので20件、Dは期間満了による更新で3件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、36ページ議案第8号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは37ページ番号1から39ページ番号11までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について耕作者選定理由を説明します。37ページ番号1から39ページ番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

42ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、43ページから46ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、12件を受理しています。

次に、47ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について2件を受理しています。

次に、48ページの非農地現況証明について、6件を証明しています。

次に、49ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局米子支部に対して、1件回答しています。

次に、50ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

次に、51ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、52ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、3件報告を受けています。報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（妹尾係長）

買受適格証明願いの経営局長通知について資料がありましたので説明します。こちらの通知が最高裁判所と農林水産省とのやり取りで、これから民事執行法による農地の売却については農業委員会の方が証明を出されたいという旨の通知だった事を報告します。以上です。

事務局（石岡主任）

令和4年度の農作業労賃の希望額調査表と依頼文書を皆様の元に置いています。各地区の委員さんで協議いただき、併せて各地区の実行の協議会長さんに相談いただき、地区別で希望額の回答をいただければと思います。例年通り3月に協議会を開催し、最終的決定とします。

森中推進委員

これは協議会長にも送ってあるか。

事務局（石岡主任）

本日発送しています。

事務局（宅和事務局長）

机の上に市長との懇談会での質問で、皆様から提出されたものを配布しています。これを懇談会のテーマにと思いますが、担当課に話すべき内容もありますので、会長と会長職務代理者で中身の仕訳を考えています。

議長（田邊会長）

これだけ項目が出ており、時間の関係で全部対応出来るかどうかわかりません。出席される方も一応この内容を頭に入れていただいて、一緒に対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

2月定例総会は、2月10日（木）401会議室での開催予定としています。

次に、1月の農地相談はございません。

次に、1月分の活動実績報告書ですが、2月3日（木）までにご提出いただけますと助かります。

日頃から農地パトロールなど活動をされていることかと思しますので、報告書の提出をお願いします。

視察研修は、2月18日に実施予定としていまして、対象者の方には本日資料を配布しています。出欠の連絡をお願いします。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第10回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午前11時45分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員